

グループホーム 白鳥

認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シルバーアシストのぼの が開設するグループホーム 白鳥(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護の状態にあつて認知症の状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護の状態にあつて認知症の状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム 白鳥
- 二 所在地 三重県亀山市能褒野82番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤、介護従事者・看護職員と兼務)
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 1名(非常勤、看護師と兼務)
それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- 三 介護従事者 7名以上(内、管理者と兼務1名)
介護計画に基づき、指定認知症対応型共同生活介護を提供する。
- 四 看護師 1名(非常勤、計画作成担当者と兼務)、看護職員 1名(常勤、管理者と兼務)
それぞれの利用者の健康管理、生活支援等の看護業務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は9名とする。

内訳 1ユニット 9名

(指定認知症対応型共同生活介護の提供方法)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状

を緩和し、安心して日常生活を送ることにより達成感や満足感を得、自身を回復するよう配慮する。

2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。

3 サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。また、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない。

(利用料等)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。(65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある方は2割、または3割)

一 1日につき

要介護1	7,857円
要介護2	8,226円
要介護3	8,462円
要介護4	8,637円
要介護5	8,822円
初期加算	308円
医療連携体制加算(Ⅰ)ロ	483円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	62円

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 上記基本サービス・加算の所定単位数の合計に17.8%の加算率を乗じたサービス単位数(小数点以下四捨五入)に、単位数単価10.27円を乗じた額を加算。

ただし、上記利用金額は所定の単位数に、地域区分「6級地」の単位数単価10.27円を乗じた1日あたりの金額であり、1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理(小数点以下切り捨て)で差異が生じる場合がある。

その他、サービス費に関する事項については重要事項説明書に定める。

二 家賃 55,000円/月

三 食材費 朝食400円、昼食600円(おやつ含む)、夕食600円

四 管理費(光熱水費及び共益費)19,000円/月

五 入居時保証金 200,000円(入居年数に応じて所定の額を返金)

六 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者またはその家族の同意を得る。

七 その他、日常生活において係る費用(診療代、薬代、理美容代、おむつ代等)の徴収が必要になった場合は、その都度利用者またはその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

八 月途中での入退所は、日割り計算を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、亀山市、鈴鹿市の区域とする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者であつて認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者は、共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、利用者及び家族に対し説明を行う。

5 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、認知症対応型共同生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第11条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した認知症対応型共同生活介護に関して、鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という）からの文書の提出・提示の求め、または広域連合職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。広域連合からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

3 認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画、防災対策計画を作成し避難訓練等を次のように行う。

- 一 防火責任者・火元責任者を定める。
- 二 始業時・就業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- 三 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。
- 四 非常災害用設備は常に有効に保持されるよう努める。
- 五 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成

し、任務の遂行に当たるものとする。

六 防火責任者は、従業員に対して防災訓練を実施する。

防災訓練 年2回

七 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

2 事業者は、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続するための計画（自然災害発生時における業務継続計画）を策定するとともに、平時から円滑に実行できるよう体制をとる。

（衛生管理等）

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

3 事業所は、新型コロナウイルス等感染症の感染者（感染の疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービスを継続するために当施設の実施すべき事項を定める計画（新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画）を策定するとともに、平時から円滑に実行できるよう体制をとる。

（研修）

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年3回

（運営推進会議）

第15条 事業所の行う指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成するものとする。

3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。

4 運営推進会議は指定認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市および広域連合に通報するものとする。

（身体拘束）

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護従業者その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（秘密保持・個人情報の保護）

第18条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者またはその代理人の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に附する重要事項は株式会社シルバーアシストのぼのと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和7年10月7日より施行する。(改訂15)

(改訂14 令和 6年 6月1日 施行)

(改訂13 令和 6年 4月1日 施行)

(改訂12 令和 6年 1月1日 施行)

(改訂11 令和 4年10月1日 施行)

(改訂10 令和 3年 4月1日 施行)

(改訂09 令和 2年 1月1日 施行)

(改訂08 平成30年 4月1日 施行)

(改訂07 平成29年 4月1日 施行)

(改訂06 平成28年 4月1日 施行)

(改訂 05	平成 2 7 年	4 月 1 日	施行)
(改訂 04	平成 2 6 年	4 月 1 日	施行)
(改訂 03	平成 2 4 年	4 月 1 日	施行)
(改訂 02	平成 2 3 年 1 2 月 1 日		施行)
(初版 01	平成 2 3 年 1 月 1 1 日		施行)